

公益社団法人栗原法人会入会及び退会規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人栗原法人会(以下「この法人」という。) 定款第6条及び第10条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続き)

第2条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第3条 会費の金額等に関する細則は、定款第7条により社員総会の議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続き)

第4条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第9条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 退会の際、未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。又、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は、再入会を認めない。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第6条 入会者は、会員の種別ごとに、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届出の提出を求める。

3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会の決議により別に定める。

2 この規程は、公益社団法人栗原法人会設立登記の日から施行する。